

TMBニュース

税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和6年2月27日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当: 池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケイ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

所得金額調整控除の申告漏れリスク

1. 概要

所得金額調整控除とは、その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、年齢23歳未満の扶養親族を有する者等が、総所得金額を計算する場合に、給与等の収入金額（その金額が1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得から控除できるというものです。所得金額調整控除の適用漏れは納税者の損失になりますので、注意が必要です。

2. 所得金額調整控除措置の背景と特徴

所得金額調整控除は、平成30年度税制改正で給与所得控除や基礎控除の見直しが行われたことに伴い、子育て世帯等への配慮として措置されました。扶養控除は生計一親族のいずれか一人しか適用することはできませんが、この規定は同一生計内の一人の所得者にのみ適用という制限がなく、複数の者が適用できます。そのため、同一生計親族に扶養親族を有する場合には、所得金額調整控除を生計一親族の全てが適用できる点が特徴的です。所得金額調整控除額は下記の通りで最大15万円となります。

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額

3. 適用対象者

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、次の1～3のいずれかを満たす場合に適用されます。

- ①本人が特別障害者に該当する
- ②特別障害者に該当する同一生計配偶者を有する
- ③特別障害者又は23歳未満に該当する扶養親族を有する

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

4. 申告漏れのリスク

所得税における所得税額調整控除後の所得金額は、個人住民税の算出にあたってのベースの金額となるため、所得金額調整控除の申告漏れは個人住民税の負担増にもつながってしまいます。年末調整で所得金額調整控除の適用を受けるためには、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。この控除の申告書の提出をしなかったり、他の所得があるなどの理由により確定申告をする場合には確定申告において適用をすることができます。この所得金額調整控除は令和2年以降の所得税から適用開始がされておりますが、850万円超の給与収入があり、他の生計一親族の扶養親族としていない場合には失念することが多いと思われます。従業員等の認識不足などにより年末調整時に同申告書欄の記載が漏れ、本来であれば適用対象であるにもかかわらず適用されていないケースや確定申告時に適用しないケースが散見されているようです。

5. 申告漏れの対策

令和2年以降に所得金額調整控除の申告が漏れている方は更正の請求をすることをお勧めします。申告漏れを防ぐためには、年末調整時において収入金額が850万円を超えるかどうか不明な場合であっても同申告書の提出をしておいた方がよいでしょう。確定申告において給与収入が850万円を超えている方で、確定申告時において同一生計の扶養親族がいる場合にはご注意ください。0歳～15歳までの扶養親族は扶養控除の対象となっていないため、確定申告の際に扶養親族として記載することを失念するケースが多々あります。また、配偶者や生計一親族である祖父母の扶養親族となっており、給与所得者の父母の扶養親族となっていない場合においても同一生計であれば、父母は所得金額調整控除の対象となります。万が一、過年度分の申告漏れがあり、所得税の計算で同措置の適用漏れが明らかとなった場合は、適用漏れのあった年の翌年1月1日から5年以内に、手続きを行えば還付を受けることができます。夫婦共働き等でそれぞれの給与収入が850万円を超え、23歳未満のお子様がいらっしゃる方やその子を祖父母等の扶養親族にしている方は特にご注意ください。

ご不明点等ございましたら、いつでも弊社までご連絡ください。